

欧州サステナビリティ報告基準に関する委任規則の公布 — 欧州委員会による開示要件の緩和と日本企業の対応 —

板津 直孝

■ 要 約 ■

1. 欧州連合（EU）は 2023 年 12 月、欧州サステナビリティ報告基準（ESRS）に関する委任規則を公布した。ESRS は、環境、社会、ガバナンスのサステナビリティ課題に関連した重要な影響、リスク及び機会について企業が開示すべき情報を定めており、2024 年 1 月 1 日から適用される企業サステナビリティ報告指令（CSRD）の適用基準として位置付けられている。
2. 委任規則では、相互に関係する各政策を総体的に捉えつつ、同時に ESRS の細則性の確保を目的として、①ESRS の特定の開示要件の段階的導入、②一部を除く重要性評価の適用、③一部の開示要件の任意開示化という形で、開示要件の緩和を図った。CSRD により報告義務が課せられる EU 域内の大規模企業の規模区分についても、総資産及び純売上高の金額基準が、近年の著しいインフレを考慮して 25%切り上げられた。一方で、セクター別基準や EU 域外企業向け ESRS の、欧州委員会（EC）による採択期限が延長された。
3. CSRD の適用対象となる EU 域内子会社を有する日本企業は、ESRS に基づく開示要件の緩和を考慮しつつ、報告義務の能率化と開示負担の軽減を図るためにも、経過措置又は免除規定の適用を検討することが重要となる。EU 域内子会社が複数ある場合、単独で対応するほかに、経過措置では 2030 年 1 月 6 日まで、EU 域内で売上高の大きい EU 域内子会社が連結ベースで報告することを認めている。免除規定では、日本のグループ親会社が ESRS 又は EC が ESRS と同等とみなす報告基準に従って連結ベースでの報告をすることにより、EU 域内子会社の報告義務が免除される。
4. EC はまた、EU 域外企業向け ESRS や、限定的保証及び合理的保証の保証基準の採択を予定している。CSRD の対応が求められる日本企業においては、これらの採択の動向も注視していく必要がある。

野村資本市場研究所 関連論文等

- ・板津直孝「企業サステナビリティ報告指令原案の暫定合意—拡大する EU 域外企業グループへの影響—」
『野村サステナビリティクォーターリー』2022 年秋号。

I 欧州サステナビリティ報告に係る関連法令の調整

欧州連合（EU）は、2023年12月、欧州サステナビリティ報告基準（ESRS）に関する委任規則を公布した¹。同委任規則は、欧州財務報告諮問グループ（EFRAG）が提出したESRS案²に基づき、委任法令（Delegated Acts）を通じて欧州委員会（EC）によって策定され、欧州議会及びEU理事会の採択を経て公布された。

ESRSは、環境、社会、ガバナンスのサステナビリティ課題に関連した重要な影響、リスク及び機会について企業が開示すべき情報を定めており、2024年1月1日から適用される企業サステナビリティ報告指令（CSRD）³の適用基準として位置付けられている。ECは、相互に関係する各政策を総体的に捉えつつ、同時にESRSの細則性の確保を目的として、EFRAGのESRS案に多くの修正を加え、委任規則において開示要件の緩和を図った。ECによるESRS案の修正は、特定の開示要件の段階的導入、一部を除く重要性評価の適用、一部の開示要件の任意開示化の3つに分類される（図表1）。

開示要件の緩和に当たっては、国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）が策定するIFRSサステナビリティ開示基準⁴と可能な限り相互運用性を確保するため、グローバルなベースラインを形成する同基準の開示要件を考慮している。CSRDが一定のEU域外企業に対してもESRSに基づくサステナビリティ報告を要請しているため、グローバル企業に対して、可能な限り国際的な報告基準とダブルスタンダードにならないように配慮したものである。CSRDの適用対象企業は気候関連のサステナビリティ報告に関して、IFRSサステナビリティ開示基準のIFRS S2「気候関連開示」⁵と一部においてほぼ同じ情報を報告することが可能になるが、一般市民などの投資家以外の情報利用者に関連する影響については追加情報が必要になる。

図表1 委任規則における開示要件の緩和の概要

段階的な導入	開示負担の軽減と準備期間の分散による報告の高品質化を目的として、特定の開示要件を段階的に導入する。
重要性の評価	企業に対して、特定の状況にどの情報が関連するかを正確に決定できる柔軟性を与え、一部を除き、開示要件を重要性評価の対象とする。
一部の任意開示	企業にとって最も困難又はコストがかかると考えられている、開示要件の一部を任意開示とする。

（出所）EC, “Questions and Answers on the Adoption of European Sustainability Reporting Standards,” July 31, 2023 より
野村資本市場研究所作成

¹ EUR-Lex, “Commission Delegated Regulation (EU) 2023/2772,” December 22, 2023.

² EFRAG, “EFRAG Delivers the first set of draft ESRS to the European Commission,” November 23, 2022.

³ EUR-Lex, “Directive (EU) 2022/2464,” December 16, 2022.

⁴ IFRS, “ISSB issues inaugural global sustainability disclosure standards,” June 26, 2023.

⁵ IFRS, “IFRS S2 Climate-related Disclosures,” June 26, 2023.

ESRS を適用基準とする CSRD は、2014 年に公表された非財務情報開示指令（NFRD）を大幅に改正するものであり、適用対象企業に対して、財務情報とともに年次報告書の法定開示の構成要素であるマネジメントレポートにおいて、ESRS に基づきサステナビリティ情報を開示することを要請している。

NFRD の適用対象企業は、主に上場企業を中心とした従業員 500 名以上の社会的影響度の高い EU 域内企業に限られていたが、CSRD では、開示義務の対象を全ての大規模企業と上場中小企業（零細企業を除く）に拡大し、更に、一定の要件を満たす EU 域外企業も適用対象としている。CSRD が適用される対象企業は、1 月 1 日以降に開始する会計年度ごとに定められている（図表 2）。

2025 年 1 月 1 日以降に開始する会計年度から CSRD が適用される、NFRD 適用対象外の EU 域内の大規模企業については、2023 年 10 月、2021 年から 2022 年にかけての著しいインフレを考慮して、企業の規模区分を決定するための総資産及び純売上高（付加価値税等控除後）の金額基準が、EU のインフレ率に基づき 25% 切り上げられた⁶。具体的には、総資産は 2,000 万ユーロから 2,500 万ユーロ、純売上高は 4,000 万ユーロから 5,000 万ユーロへ切り上げられた。同金額基準の見直しにより、大規模企業とは 3 つの基準値である、総資産 2,500 万ユーロ、純売上高 5,000 万ユーロ、期中平均従業員数 250 名のうち、2 つ以上の基準値を超えている企業を指す。

EU 域内の上場中小企業は、2026 年 1 月 1 日以降に開始する会計年度から CSRD が適用されるが、2028 年までの 2 年間は移行期間として適用会計年度を延長することができる。その場合、企業は、サステナビリティ報告が提供されなかった理由を簡潔にマネジメントレポートにおいて開示する必要がある。

2028 年 1 月 1 日以降に開始する会計年度からは、開示規制の強化によって EU 域内企業が外国企業との競争上不利にならないように、EU 域外企業グループの EU 域内での純売上高が大きい場合、EU 域内の子会社又は支店に対して、EU 域外企業グループの連結ベースでのサステナビリティ報告が求められる。このため、EU 域外に本社を置く日本企業でも、新たに連結ベースで、CSRD の適用対象となる EU 域内の現地法人が多くなると見込まれる。

図表 2 会計年度ごとの CSRD の適用対象企業

適用会計年度	適用対象企業
2024 年	NFRD 適用対象企業
2025 年	NFRD 適用対象外の EU 域内の大規模企業
2026 年	EU 域内の上場中小企業、小規模・非複雑金融機関、キャプティブ保険会社
2028 年	EU 域外企業グループの連結ベースでの報告が求められる EU 域内の子会社又は支店

(注) キャプティブ保険会社とは、不特定多数の顧客を対象にする保険会社ではなく、特定企業の専属保険会社を指す。

(出所) EUR-Lex, “Directive (EU) 2022/2464,” December 16, 2022 より野村資本市場研究所作成

⁶ EUR-Lex, “Commission Delegated Directive (EU) 2023/2775,” December 21, 2023.

具体的には、EU 域内に一定の子会社又は支店を有し、EU 域内での純売上高が、2 会計年度連続して 1 億 5,000 万ユーロ超の EU 域外企業グループが対象となる。EU 域内の子会社は、大規模企業又は EU 域内上場中小企業（零細企業を除く）であり、EU 域内の支店は、EU 域内に子会社を持たない EU 域外企業の支店で、EU 域内での純売上高が 4,000 万ユーロ超に該当する場合に適用される（CSRD 第 40 a 条）。

EU 域外企業グループの連結ベースでのサステナビリティ報告は、ESRS、又は EC が委任法令を通じて 2024 年 6 月 30 日までに採択する EU 域外企業向け ESRS、若しくは EC が ESRS と同等とみなす報告基準に従って作成される。なお、EC は、2023 年 10 月、EU 域外企業向け ESRS の採択期限を、2024 年 6 月 30 日から 2026 年 6 月 30 日まで延期することを提案している⁷。

同報告は、EU 域内の子会社又は支店によって、加盟国の公簿（Central, Commercial or Companies Registers）又は自社ウェブサイトにおいて開示することが求められる。EC は、同報告を公表した EU 域外企業のリストを EC のウェブサイトで公開する。

II 欧州サステナビリティ報告の概要

1. ESRS の基本的な基準構成

ESRS は、3 つの基準である、横断的基準、トピック別基準、セクター別基準から構成され、中小企業に対しては別途基準が公表される予定である（図表 3）。

横断的基準では、ESRS1 は CSRD に基づき、サステナビリティ報告の作成に当たって適用される必須の概念と原則を定めている。ESRS2 は全般的なレベルで、①ガバナンス、②戦略、③影響、リスク及び機会の管理、④指標と目標に関するすべての重要なサステナビリティ課題について、企業が提供すべき情報に関する開示要件を定めている。

図表 3 ESRS の基本的な基準構成



（出所）EUR-Lex, “Commission Delegated Regulation (EU) 2023/2772,” December 22, 2023 より野村資本市場研究所作成

⁷ EC, “Proposal for a Decision of the European Parliament and the Council amending Directive 2013/34/EU,” October 17, 2023.

ESRS2 が規定する「影響」とは、「影響の重要性 (Impact Materiality)」の評価を通じて特定された、企業のビジネスに関連するプラス及びマイナスの社会の持続可能性への影響を指す。「リスク及び機会」とは、「財務の重要性 (Financial Materiality)」の評価を通じて特定された、企業の持続可能性に関連した財務上のリスク及び機会を指す。ESRS では、これらを総称して「影響、リスク及び機会 (IRO)」と呼称し、2 つの重要性に基づいたダブルマテリアリティの概念を反映している。

ESRS に基づいて開示される情報は、サステナビリティ報告の情報利用者が、企業が人々や環境に及ぼす重要な影響と、サステナビリティ課題が企業の成長、経営成績及び財政状態に及ぼす重要な影響を理解できるようにするために、ダブルマテリアリティの概念に基づいている。影響の重要性は、企業が人々や環境に及ぼす影響に焦点を当てた重要性の概念で、幅広いマルチステークホルダーの目的に対応する。財務の重要性は、サステナビリティ課題が企業の財務に及ぼす影響に焦点を当てた重要性の概念で、投資家の経済的な判断の目的に対応する。それぞれの重要性の概念は、一方の重要性の概念を構成する一部ともなる。

トピック別基準では、ESRS2 の全般的開示事項を補完する具体的な要件が含まれている。委任規則の ESRS2 別表 C には、ESRS2 の開示要件に基づいて報告する際に考慮する必要がある、トピック別基準の要件の概要を示している⁸。トピック別基準には、環境課題を対象とする 5 つの基準、社会課題を対象とする 4 つの基準、ガバナンス課題を対象とする 1 つの基準が規定されている (図表 4)。

セクター別基準は、セクター内のすべての企業に適用され、特定セクターのすべての企業にとって重要であり、トピック別基準では取り扱われていないか、十分に取り扱われていないと考えられる影響、リスク及び機会に対応している。同基準は、特定のセクターにとって最も関連性の高いトピックを取り扱っており、高い比較可能性を有する。

図表 4 環境、社会、ガバナンスの課題を対象とするトピック別基準

E 環境	S 社会	G ガバナンス
ESRS E1 気候変動	ESRS S1 自社の従業員	ESRS G1 企業の行動倫理
ESRS E2 汚染	ESRS S2 バリューチェーンにおける労働者	
ESRS E3 水と海洋資源	ESRS S3 影響を受けるコミュニティ	
ESRS E4 生物多様性と生態系	ESRS S4 消費者及びエンドユーザー	
ESRS E5 資源の利用と循環型経済		

(出所) EUR-Lex, “Commission Delegated Regulation (EU) 2023/2772,” December 22, 2023 より野村資本市場研究所作成

⁸ EUR-Lex, “Commission Delegated Regulation (EU) 2023/2772, ESRS2, Appendix C Disclosure and Application Requirements in Topical ESRS that are applicable in conjunction with ESRS 2 General disclosures,” December 22, 2023.

セクター別基準は2024年6月30日までに採択される予定であったが、ECは2023年10月、報告義務の能率化と開示負担の軽減を優先し、セクター別基準の採択期限を2026年6月30日まで延期することを提案している⁹。

2. サステナビリティ報告に対する保証の要請

CSRDの適用対象企業には、新たにサステナビリティ情報に対する保証が要請される。NFRDでは、監査人は非財務情報が提供されていることのみを確認する必要があるとしていた。CSRDでは原則として、監査人が、ECが採択した保証基準に準拠したサステナビリティ情報の保証を実施することになる。ただし、EU加盟国は、監査人以外の独立した保証業務提供業者が、サステナビリティ情報の保証を実施することを承認することもできるとしている。これは、企業に対して、サステナビリティ情報を保証するための第三者保証の選択肢を広げることを目的としている。

保証のレベルについては、CSRDは「限定的保証」を要請しているが、さらに後の段階で、より厳格な保証要件である「合理的保証」に移行することを予定している（図表5）。

ECは、2028年10月1日までに、合理的保証に関する保証基準を採択するとしている。CSRDの本来の目標は、サステナビリティ情報について財務情報と同等のレベルの保証を得ることにあるが、監査市場に保証業務が集中し、監査報酬や保証料が増加する可能性がある。そのため、CSRDの適用当初は作業量の少ない限定的保証を要請し、より幅広い選択肢としての第三者保証を認めている。

EU域外企業グループの連結ベースでの報告では、報告の質と信頼性を確保するために、EU域外の第三国の国内法又はEU加盟国の国内法に基づく資格者による保証意見が求められる。保証が提供されなかった場合は、EU域内の子会社又は支店は、保証が提供されなかった旨を開示する。

図表5 合理的保証と限定的保証の2つのレベル

合理的保証

合理的な低い水準に保証リスクを抑えるような手続を行い、積極的形式によって結論の報告を行う。財務諸表監査や内部統制報告書監査が合理的保証に該当し、監査報告書において、適正か不適正か明確に監査意見が表明される。

限定的保証

合理的保証よりは高い水準の保証リスクを有し、「適正に表示していないと信じさせる事項が認められない」という文言等で、消極的形式による結論の報告を行う。したがって、限定的保証の作業量は、合理的保証よりも少ない。

(出所) 各種資料より野村資本市場研究所作成

⁹ EC, “Proposal for a Decision of the European Parliament and the Council amending Directive 2013/34/EU,” October 17, 2023.

Ⅲ 委任規則における開示要件の緩和

1. 特定の開示要件の段階的導入

ECは、EFRAGによって既に提案されている特定の段階的導入規定に加えて、開示要件の一部について段階的導入規定を追加した（図表6）。

開示要件の段階的導入は、大企業に比べて開示コストが相対的に高い平均従業員750人未満の企業又はグループに対する配慮と、報告義務を1年間又は2年間延期することにより、企業により多くの準備時間を与え、初期コストを数年間にわたって分散させ、より質の高い報告を可能にすることを目的としている。

すべての企業に適用される段階的開示要件では、ESRS E2-6及びESRS S1について、除外事項を含む規定が別途定められている。

ESRS E2-6「汚染に関連する影響、リスク及び機会が及ぼす予想される財務上の影響」では、重大な事故などに関連して報告期間中に発生した経費及び資本的支出に関する、ESRS E2-6第40項(b)で規定された情報を除き、すべての企業は報告年度の最初の3年間、定性的開示のみを報告することができる。

ESRS S1では、すべての企業が報告1年目に省略できる、特定の開示要件又はデータポイントが特定されている（図表7）。

図表6 対象企業別の主な段階的開示要件の概要

1) すべての企業に適用される段階的開示要件

開示要件	段階的開示要件の内容
ESRS 2	SBM-3「重要な影響、リスク及び機会、並びに戦略やビジネスモデルとの相互作用」第48項(e)「予想される財務上の影響」 ● 報告1年目：省略可能 ● 報告1年目から3年目：定量的開示が現実的でない場合定性的開示のみ報告
ESRS E1-E5	E1-9, E2-6, E3-5, E4-6, E5-6「予想される財務上の影響」 ● 報告1年目：省略可能 ● 報告1年目から3年目：定量的開示が現実的でない場合定性的開示のみ報告
ESRS S1	● 報告1年目：特定の開示要件又はデータポイントの省略が可能

2) 平均従業員数750人未満の企業又はグループに適用される段階的開示要件

開示要件	段階的開示要件の内容
ESRS E1	E1-6「Scope1, 2, 3 排出量及び GHG 総排出量」 ● 報告1年目：Scope3 及び GHG 総排出量に関するデータポイントの省略が可能
ESRS E4	● 報告1年目から2年目：すべての開示要件の省略が可能
ESRS S1	● 報告1年目：すべての開示要件の省略が可能
ESRS S2-S4	● 報告1年目から2年目：すべての開示要件の省略が可能

(注) データポイントとは、ESRS 2別表Bのリストに掲載された開示要件の説明上の要素。

(出所) EUR-Lex, “Commission Delegated Regulation (EU) 2023/2772, ESRS 1, Appendix C List of phased-in Disclosure Requirement,” December 22, 2023 より野村資本市場研究所作成

図表 7 すべての企業が報告 1 年目に省略できる ESRS S1 の概要

開示要件	省略可能な特定の開示要件又はデータポイント
ESRS S1	S1-7「企業の非正規雇用労働者の特徴」
	S1-8「団体交渉の適用範囲と社会対話」 ● 欧州経済領域 (EEA) 域外諸国の自社従業員に関する開示要件
	S1-11「社会保障」
	S1-12「障害のある従業員の割合」
	S1-13「研修と能力開発」
	S1-14「安全衛生」 ● 業務関連の健康不良の事例、及び負傷、事故、死亡、業務関連の健康不良による損失日数に関するデータポイント ● 非正規雇用労働者に関する開示要件
	S15「ワークライフバランス」

(出所) EUR-Lex, “Commission Delegated Regulation (EU) 2023/2772, ESRS 1, Appendix C List of phased-in Disclosure Requirement,” December 22, 2023 より野村資本市場研究所作成

平均従業員数 750 人未満の企業又はグループに適用される段階的開示要件では、ESRS E4 及び ESRS S1-4 について、重要性評価を含む規定が別途定められている。

ESRS E4 及び ESRS S1-4 では、企業の重要性評価の結果としてトピックが重要であると評価した場合、重要なトピックごとに図表 8 の開示が求められる。

企業が重要性評価を実施する際、トピック別基準でカバーされるサステナビリティ課題に関するリストである ESRS 1 別表 A を考慮する。同リスト内の特定のサステナビリティ課題が重要であると評価された場合、企業は、関連するトピック別基準の開示要件に従って開示する。ESRS 1 別表 A は、企業の重要性評価をサポートすることを目的としている。

図表 8 ESRS E4 及び ESRS S1-4 の重要なトピックごとの開示

(a) ESRS 1 別表 A で重要であると評価されたサステナビリティ課題のリスト(トピック、サブトピック、サブサブトピック)を開示し、企業のビジネスモデルと戦略が当該課題に関して企業への影響をどのように考慮しているかを簡潔に説明する。
(b) 重要なサステナビリティ課題に関して設定した、期限付き目標、目標の達成に向けた進捗状況、生物多様性と生態系に関する目標が科学的確証に基づいているか否かを簡潔に説明する。
(c) 重要なサステナビリティ課題に関する方針を簡潔に説明する。
(d) 重要なサステナビリティ課題に関する実際又は潜在的な悪影響を特定、監視、防止、軽減、修復又は終結させるために講じた措置と措置の結果を簡潔に説明する。
(e) 重要なサステナビリティ課題に関する指標を説明する。

(出所) EUR-Lex, “Commission Delegated Regulation (EU) 2023/2772, Use of phase-In provisions in accordance with Appendix C of ESRS 1,” December 22, 2023 より野村資本市場研究所作成

2. 一部を除く重要性評価の適用

EC は、企業に対して特定の状況にどの情報が関連するかを正確に決定できる柔軟性を与え、より多くの開示事項を重要性評価の対象にした。企業は、特定の状況に関連しない情報を省略できるようになり、関連性のない情報の開示コストを回避できるようになる。

ESRS 2 のみが重要性評価によらない必須開示事項とされ、その他の開示事項はすべて重要性評価の対象となる。なお、ESRS 1 は概念と原則を定めている横断的基準のため、重要性評価の対象とはならない。

企業は重要でないと判断した場合、トピック別基準におけるすべての開示要件を省略することができるが、委任規則では、企業は当該トピックに関する重要性評価の結論の簡潔な説明を開示することができるとしている。したがって、企業に重要評価の結果の説明義務は課されていないが、ESRS E1に限っては、詳細な説明を開示することが求められる。

3. 一部の開示要件の任意開示化

EC は、企業にとって現在最も困難又はコストがかかると考えられている開示事項を義務的開示ではなく任意開示とした。

委任規則では、多くの任意開示事項が「May Disclose」として定められている。任意開示となる開示要件及びデータポイントの例としては、以下がある（図表 9）。

委任規則では、3 つの開示要件の緩和に加えて、開示要件が企業による基準の適切な適用を促進するものとなるように均衡性を確保することを目的として、いくつかの修正を加えている。例えば、機密情報が重要であると考えられる場合であっても、開示する必要がないことを明確化した。また、ESRS E2-E5 の重要性評価において、自然との接点、自然との依存関係、影響、リスク及び機会など、自然関連課題の評価のための統合的なアプ

図表 9 任意開示となる主な開示要件及びデータポイントの例

開示要件	任意開示となる開示要件及びデータポイントの例
ESRS E-S-G	● 企業が重要でないと判断した場合のトピックに関する重要性評価の結論の簡潔な説明 (E1 を除く)
ESRS E4	● 企業がビジネスモデルと戦略を改善し、「2030 年に向けた EU 生物多様性戦略 (EU Biodiversity Strategy for 2030)」 ¹⁾ などを達成するための生物多様性の移行計画 ● 特定外来種の導入と拡散の経路を管理するために使用する指標及び特定外来種によってもたらされるリスク
ESRS S1	● 非正規雇用労働者の分類ごと、仕事の種類ごとの総数
ESRS G1	● 確認された汚職又は贈収賄事件の総数及び性質 ● 汚職又は贈収賄に関する公的訴訟の詳細とその結果

(出所) EUR-Lex, “Commission Delegated Regulation (EU) 2023/2772,” December 22, 2023 より野村資本市場研究所作成

ローチとして、自然関連財務情報開示タスクフォース（TNFD）により開発された LEAP（Locate Evaluate Assess Prepare）アプローチ¹⁰の採用が任意となった。

IV EU 域内子会社を有する日本企業の対応

CSRD では、適用対象となる EU 域内子会社を有する日本企業を含む EU 域外企業に対しては、経過措置及び免除規定が設けられている。したがって、日本企業としては欧州サステナビリティ報告に関して、EU 域内子会社が単独で対応するほかに、EU 域内地域親会社又は日本のグループ親会社が対応することが考えられる。

なお、CSRD が適用対象とする EU 域内子会社の規模区分は、子会社単体（CSRD 第 19 a 条）及び子会社グループ（CSRD 第 29 a 条）の両方に適用されるため、前者の場合は EU 域内子会社単体ベースのマネジメントレポートにおいて、後者の場合は EU 域内子会社連結ベースのマネジメントレポートにおいて、サステナビリティ報告が求められることに留意する必要がある。

1. 経過措置

CSRD の適用対象となる EU 域内子会社又はグループが、EU 域外に親会社を有する場合、EU 域内子会社の 1 社（a Union subsidiary undertaking）は 2030 年 1 月 6 日まで、CSRD の適用対象となる EU 域内子会社又はグループをすべて含んだ、EU 域内連結ベースのサステナビリティ報告を CSRD 第 29 a 条に基づいて作成することが認められる。同 EU 域内子会社の 1 社は、連結ベースで過去 5 会計年度の少なくとも 1 会計年度において、EU 域内で最大の売上高を生み出した EU 域内子会社であり、EU 域内連結親会社とみなされ、経過措置で認められるサステナビリティ報告の報告主体となる。

経過措置は、CSRD 第 29 a 条が規定する子会社グループに連結財務報告上属しない EU 域内子会社が、連結対象外の EU 域内のグループ子会社を疑似的に連結することを認めていると考えられる。

経過措置に基づくサステナビリティ報告は、ESRS 又は EC が ESRS と同等とみなす報告基準に従って作成され、加えて、すべての EU 域内子会社の経済活動を対象として、「タクソノミー規則」¹¹第 8 条に定められた開示情報を含める必要がある。同規則は、経済活動が環境的に持続可能かどうかを判断する基準を定めており、同第 8 条では、企業の経済活動が、同第 3 条及び第 9 条に基づいて環境的に持続可能な経済活動とどのように、どの程度関連しているかに関する情報開示を求めている。

¹⁰ TNFD, “Guidance on the identification and assessment of nature-related Issues: The LEAP approach,” October 2023. 林宏美「自然関連リスクと機会に関する情報開示指針 TNFD のベータ版公表 – TCFD との平仄を合わせた開示を目指した試作版第一弾 –」『野村サステナビリティクォーターリー』2022 年夏号を参照。

¹¹ EUR-Lex, “Regulation (EU) 2020/852,” June 22, 2020.

図表 10 環境的に持続可能な経済活動の分類基準

6つの環境目標(タクソミー規則第9条)
① 気候変動の緩和、② 気候変動への適応、③ 水及び海洋資源の持続可能な利用と保全、 ④ 循環型経済への移行、⑤ 汚染の予防と管理、⑥ 生物多様性及び生態系の保全と回復
4つの要件(タクソミー規則第3条)
① 6つの環境目標のうち少なくとも一つに実質的に貢献する。 ② 6つの環境目標のいずれにも「著しい害を及ぼさない(Do No Significant Harm、DNSH)」。 ③ 最低限のセーフガードを遵守して遂行する。 ④ 科学的根拠に基づいた「技術的スクリーニング基準(TSC)」を遵守する。

(注) 最低限のセーフガード：OECD 多国籍企業行動指針等（タクソミー規則第18条）。

(出所) EUR-Lex, “Regulation (EU) 2020/852,” June 22, 2020 より野村資本市場研究所作成

具体的には、環境的に持続可能な経済活動と認められるには、6つの環境目標について4つの要件を満たす必要がある（図表10）。

2. 免除規定

CSRD が適用される EU 域内子会社又はグループについては、CSRD 第 29 a 条が適用される子会社グループの連結ベースのマネジメントレポートに当該子会社又はグループの情報が含まれている場合、当該子会社又はグループの報告義務が免除される（CSRD 第 19 a 条第 9 項、第 29 a 条第 8 項）。同免除規定は、EU 域外企業の親会社の連結ベースのマネジメントレポートにおいても適用されるが、その場合、ESRS 又は EC が ESRS と同等とみなす報告基準に従って作成され、図表 11 の要件を満たす必要がある。

CSRD の対応が求められる日本企業にとっては、適用すべきサステナビリティ報告基準と保証基準を見極める必要がある。

日本では、金融庁が2023年1月、「企業内容等の開示に関する内閣府令」等を改正し、「サステナビリティに関する企業の取組の開示」などに関して、有価証券報告書及び有価証券届出書での記載事項について定めた。しかし、サステナビリティに関する企業の取組の開示については、「サステナビリティ全般に関する開示」と「人的資本、多様性に関する開示」が対象となっており、開示要請を抑えた内容となっている。

図表 11 EU 域外企業の免除規定において求められる要件

● 報告親会社の名称及び登記住所、連結マネジメントレポート又は連結サステナビリティ報告及び保証意見へのウェブリンク、免除されている情報を、免除された子会社のマネジメントレポートに記載する。
● 親会社の国内法又は EU 加盟国の国内法に基づく資格者による保証意見を EU 加盟国の国内法で規定された方法で公表する。
● 親会社の連結マネジメントレポート又は連結サステナビリティ報告に、免除された子会社の経済活動を対象としたタクソミー規則 第 8 条に基づく開示情報を記載する。

(出所) EUR-Lex, “Directive (EU) 2022/2464,” December 16, 2022 より野村資本市場研究所作成

CSRD では、EU 域外企業の親会社の連結ベースでのサステナビリティ報告については、EC が ESRS と同等とみなす報告基準によることも認めているが、現行の内閣府令等が要請する報告基準では、ESRS と同等であるとみなされることは困難であると推察される。特に、日欧の報告基準の大きな違いは、ESRS がダブルマテリアリティを採用しているのに対して、内閣府令等は IFRS サステナビリティ開示基準と同様に、財務の重要性に焦点を当てたシングルマテリアリティを採用している点にある。

日本企業が、CSRD が認める経過措置又は免除規定を適用する場合、現時点では ESRS に基づき報告対応を進めることが現実的であると考えられる。

保証基準については、日本では法定開示における非財務情報に対して保証意見が求められていない。CSRD では、EC が限定的保証については 2026 年 10 月 1 日までに、合理的保証については 2028 年 10 月 1 日までに保証基準を採択することを予定しており、EC が保証基準を採択するまでの間は、EU 加盟国の保証基準（National Assurance Standards）によることができるとしている。

なお、日本の金融庁の金融審議会では、ESRS や IFRS サステナビリティ開示基準などの対応を踏まえ、2024 年 2 月、サステナビリティ開示基準や保証制度を導入するには、法改正を視野に入れた検討が必要であり、議論を始めていくことが重要であるとした¹²。

保証基準が不明確な点は EU 域内企業にとっても同様であるが、参考になるものとして、国際監査・保証基準審議会（IAASB）が 2023 年 8 月に公表した「国際サステナビリティ保証基準 5000（ISSA 5000）」の公開草案がある¹³。ISSA 5000 は、限定的保証と合理的保証の両方を扱っており、またダブルマテリアリティへの対応も提案されている。

日本企業においては、CSRD 対応において報告義務の能率化と開示負担の軽減を図るためにも、CSRD 第 40 a 条に基づき日本の親会社での連結ベースでの報告が求められるか否かを確認した上で、経過措置又は免除規定の適用を検討し、EC による報告基準と保証基準の採択の動向を注視していくことが重要であると言える。

¹² 金融審議会「説明資料（サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関する検討）」2024 年 2 月 19 日。

¹³ IAASB, “Proposed International Standard on Sustainability Assurance 5000,” August 2023.